

旭市病児保育事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 7 日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市告示第 1 0 2 号

旭市病児保育事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童が病気である、又は病気回復期にあるため集団保育が困難な期間について、保育所若しくは認定こども園（以下「保育所等」という。）又は病院若しくは診療所において一時的にその児童を預かるほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う病児保育事業（以下「事業」という。）を実施する場合の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第 2 条 事業の種類は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病児対応型 児童が病気の回復期には至らないが当面病状の急変が認められず、かつ、医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある場合において、当該児童を保育所等又は病院若しくは診療所に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設（以下「専用スペース等」という。）において一時的に保育する事業
- (2) 病後児対応型 児童が病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を専用スペース等において一時的に保育する事業
- (3) 体調不良児対応型 児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所

等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対し、保健的な対応等を図る事業

- (4) 送迎対応 病児対応型の事業において、看護師、准看護師、保健師若しくは助産師（以下「看護師等」という。）又は保育士を配置し、保育所等において保育中に体調不良となった児童を送迎し、専用スペース等において一時的に保育する事業

（対象児童）

第3条 事業の対象となる児童は、次の各号に掲げる事業の類型に応じ、当該各号に定める児童とする。

- (1) 病児対応型 市内に住所を有する出生後6月を経過した日から12歳に到達する日の属する年度の末日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）であって、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童
- (2) 病後児対応型 対象児童であって、病気の回復期であることから集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童
- (3) 体調不良児対応型 体調不良児対応型の事業を実施する保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
- (4) 送迎対応 保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった対象児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童

（病児対応型及び病後児対応型の実施基準）

第4条 病児対応型及び病後児対応型の事業の実施場所は、専用スペース等であって、次の各号に掲げる事項をいずれも満たし、市長が適当と認める施設とする。

- (1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

- (2) 調理室を有すること（専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。）。
- (3) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- (4) その他事業に必要な設備及び備品を有すること。

2 病児対応型及び病後児対応型の事業の職員配置は、児童の看護を担当する常駐の看護師等を利用児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、常駐の保育士を利用児童おおむね3人につき1人以上配置するものとする。ただし、事業の利用が見込まれる場合に、近接の施設から看護師等及び保育士が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の常駐を要件としない。

- (1) 利用児童がいる時間帯において次に掲げる要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合 看護師等

ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認し、及び把握した上で適切な関わりとケアを行うこと。

イ 病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること（事業を実施する施設が医療機関内に設置されている場合等に限る。）。

ウ 看護師等が事業以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

- (2) 利用児童がいない時間帯 利用児童が発生した場合に、連絡を受けた看護師等及び保育士が速やかに出勤して業務に従事するなどの柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されている場合 看護師等及び保育士

（体調不良児対応型の実施基準）

第5条 体調不良児対応型の事業の実施場所は、保育所又は医務室が設けられている認定こども園で、衛生面に配慮されており、対象児童の

安静が確保されている場所とする。

- 2 体調不良児対応型の職員配置は、児童の看護を担当する看護師等を 1 人以上配置するものとし、預かる利用児童の人数は、看護師等 1 人に対して 2 人程度とすること。

(送迎対応の実施基準)

第 6 条 送迎対応は、病児対応型の事業を実施する施設のうち、市長が指定した施設が実施するものとする。

- 2 送迎対応の事業の実施は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を配置し、保育所等から利用児童の送迎を行う際には、送迎用の自動車に看護師等又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。
- (2) 送迎対応は、原則としてタクシーにより実施すること。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、自動車の借上げ等による実施も可能とする。

(留意事項)

第 7 条 病児対応型及び病後児対応型の事業においては、利用児童の少ない日等に市内の保育所等に対して感染症の流行状況、その予防策等の情報提供、巡回支援等を適宜実施すること。

- 2 体調不良児対応型の事業においては、児童全体の健康管理、衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うとともに、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を定期的に行うこと。
- 3 事業の実施状況に関する書類を整備し、保存すること。

(実施時間)

第 8 条 事業の実施時間は、次の各号に掲げる事業の類型に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、実施時間を変更することができる。

- (1) 病児対応型及び病後児対応型 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
- (2) 体調不良児対応型 事業を実施する保育所等の開所時間

(休業日)

第 9 条 病児対応型及び病後児対応型の事業の休業日は、原則として次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 体調不良児対応型の事業の休業日は、原則として事業を実施する保育所等の休業日とする。

（利用登録等）

第10条 事業を利用しようとする児童の保護者は、旭市病児保育事業利用登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、あらかじめ事業の利用に係る登録（以下「利用登録」という。）をしなければならない。ただし、体調不良児対応型及び送迎対応については、この限りでない。

2 利用登録の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度の末日までとする。

（利用申込）

第11条 利用登録をした保護者は、病児対応型又は病後児対応型の事業を利用しようとするときは、旭市病児保育事業利用申込書（第2号様式）及び旭市病児保育事業医師連絡票（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（保護者負担）

第12条 病児対応型又は病後児対応型の事業を利用する児童の保護者は、利用料として児童1人当たり日額2,000円を負担するものとする。ただし、利用時間が5時間以内の場合の利用料は、児童1人当たり日額1,000円とする。

2 送迎対応の事業を利用する児童の保護者は、利用料として実費を負担するものとする。

（事業の委託）

第13条 市は、適切に事業を実施することができると市長が認める者（以下「事業実施者」という。）に事業を委託することができる。

（事業を委託した場合の諸事項）

第14条 前条の規定により事業の委託をした場合における事業実施者に係る諸事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の実施に支障のない範囲で第10条第1項の規定による利用登録及び第11条の規定による利用申込の方法を変更することができること。
 - (2) 事業の実施に関し、前条に規定する利用料以外のものについて保護者に負担を求めるときは、あらかじめ市長と協議して、その額を定めること。
 - (3) 当月の事業の実施状況を翌月の5日までに市長が指示する方法により報告すること。
 - (4) その他事業の実施に関する市長の指示に対し、適切な措置を講じること。
- (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(旭市病児保育事業実施要綱の廃止)

- 2 旭市病児保育事業実施要綱(平成22年旭市告示第39号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間における第12条第1項の規定の適用については、同項中「2,000円を負担するものとする。ただし、利用時間が5時間以内の場合の利用料は、児童1人当たり日額1,000円とする」とあるのは「1,000円を負担するものとする」とする。

第1号様式（第10条関係）

旭市病児保育事業利用登録申請書

年 月 日

旭市長

保護者 住 所
氏 名

旭市病児保育事業を利用したいので、旭市病児保育事業実施要綱第10条第1項の規定により下記のとおり登録を申請します。

記

ふりがな 児 童 氏 名	性別（男・女） 年 月 日生（ 歳 月）		
住 所	電話番号	（ ）	
愛 称	在 籍 所 保 育 所	保育所	
かかりつけ医師名			
第1連絡者	氏 名：（ 歳） 住 所： 携帯電話： 続 柄：	【勤務先】 名 称： 所在地： 電 話：	
第2連絡者	氏 名：（ 歳） 住 所： 携帯電話： 続 柄：	【勤務先】 名 称： 所在地： 電 話：	
※ 済ませた予防接種に○、かかった病気に赤○をしてください。 BCG・五種混合・日本脳炎・MR・おたふくかぜ・水痘・溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・インフルエンザ・その他（ ） ※ 基礎疾患があれば○をしてください。 気管支喘息・アトピー性皮膚炎・じんましん（ ）・心臓病・肝臓病・腎臓病・けいれん・その他（ ） ※ 熱性けいれん なし・あり（今まで 回・最後 年 月 日） ※ 食物アレルギー なし・あり（内容 制限あり・なし） ※ 嫌いな食べ物 ※ その他			

登録受付

年 月 日

受付番号

番

旭市病児保育事業利用申込書

年 月 日

旭市長

申込者 住 所
氏 名

旭市病児保育事業（1 病児対応型 2 病後児対応型）を
（1 勤務 2 傷病 3 事故 4 出産 5 冠婚葬祭 6 その他： ）
のため利用したいので、旭市病児保育事業実施要綱第11条の規定により申し込みます。

ふ り が な 児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
		年 齢	歳 月
		性 別	男 ・ 女
愛 称		在 籍 保 育 所	保育所
今 回 の 病 名			
勤務先 名 称： 所在地： 電 話：		かかりつけ医師 病院名： 電 話：	
本日お迎えに来る方について 氏名 (続柄) お迎えの予定時刻 午前・午後 時 分			
明日の利用について 1 病状によって利用したい。 2 病状に関わらず利用しない。 ※ 利用を予定している方は、予約状況をご確認ください。			
特記事項等			

年 月 日

旭市病児保育事業医師連絡票

旭市長

医療機関 所在地 _____

名 称 _____

電 話 _____

担当医師 氏 名 _____ ㊞

旭市病児保育事業（病児対応型 ・ 病後児対応型）の利用について、次のとおり諸事項を連絡します。

ふりがな 児童氏名	
病 名 (症状等)	
経 過 (検査内容等)	
処方内容	【与薬時間】 食前・食後・その他（ ） ・抗けいれん薬（座薬）は _____℃以上で使用する
症 状 (番号に○)	1 回復期に至っていない【病児対応型】※病後児対応型受入不可 2 回復期にある【病後児対応型】
安静度 (番号に○)	1 ベット上で安静 2 観察室又は安静室で隔離 3 室内で安静（ベットでの生活が主、他児との静かな遊びは可） 4 室内保育（他児と室内で普通に遊んでよい） 5 その他（ ）
食事（昼食） に関する指示	
その他留意事項	